

大分大学医学部附属病院病院情報管理システム委員会細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院病院情報管理システム運用管理細則（平成21年医学部附属病院細則第4-17号）第6条第7項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院病院情報管理システム委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学医学部附属病院病院情報管理システム及び病院総合情報ネットワークシステム（以下「BUNGOシステム」という。）の次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) BUNGOシステムの運用管理に関すること。
- (2) BUNGOシステムの監査に関すること。
- (3) その他BUNGOシステムに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 医療情報部長
 - (3) 医療情報部副部長
 - (4) 内科系の診療科長 2人
 - (5) 外科系の診療科長 2人
 - (6) 中央診療施設の長 2人
 - (7) 特殊診療施設の長 1人
 - (8) 診療記録委員会委員長
 - (9) 薬剤部長
 - (10) 看護部長
 - (11) 医学・病院事務部長
 - (12) その他病院長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第4号から第7号まで及び第12号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第7号まで及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-18号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第4号から第7号まで及び第12号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院病院情報管理システム委員会規程（平成16年医学部規程第4－25号）は、廃止する。